

たつの市空き家等対策計画



平成29年12月
たつの市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	1
第2章 空き家等の現状と課題	2
第1節 本市の空き家等の状況	2
第2節 空き家実態調査の結果	8
第3節 所有者意向調査の結果	11
第3章 対象とする地区及び対象とする空き家等の種類	13
第1節 対象とする地区	13
第2節 対象とする空き家等の種類	13
第4章 空き家等対策に関する基本的な方針等	14
第1節 空き家等対策における責務と役割	14
第2節 空き家等対策の基本的な方針	15
第5章 空き家等対策の取組に関する事項	15
第1節 空き家等の発生抑制・適正管理	15
第2節 空き家等の利活用の促進	16
第3節 管理不全状態の空き家等・特定空家等の改善・解消	19
第6章 空き家等の実態把握等	23
第7章 空き家等対策の実施体制等	24
第1節 住民等からの相談への対応	24
第2節 空き家等対策の実施体制	24
第8章 計画の進捗管理及び見直し方針	26
《参考資料編》	
資料1 管理不全状態の空き家等・特定空家等の認定基準	27
資料2 計画策定の経緯	31
資料3 たつの市空き家等対策検討委員会委員名簿	31
資料4 たつの市空き家等対策検討委員会設置要綱	32
資料5 空家等対策の推進に関する特別措置法	33

※たつの市空き家等対策計画において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定されている用語については「空家等」を使用し、それ以外のものについては「空き家等」を使用します。

※「空家等対策の推進に関する特別措置法」の略称として「空家法」と記述します。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年、我が国全体において、かつてない人口減少、少子高齢化、核家族化が進行するとともに、既存住宅の老朽化、社会ニーズの変化等に伴い、空き家等が年々増加しています。

このような空き家等の中には、適切な管理が行われていない結果として、倒壊、火災、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、周辺の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす問題が顕在化しています。

これまでは、空き家等はあくまで個人の財産であることから、所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）が主体性をもって行うこととされてきました。しかしながら、今後空き家等が増加すれば、それがもたらす影響が一層深刻化していくことが懸念されることから、本市においては、「たつの市空き家対策に関する指針（平成26年3月策定）」により空き家等の対策についての基本的な考え方を定めるとともに、「たつの市空き家等の適正管理に関する要綱（平成26年告示第35号）」を策定し、適切な管理が行われていない空き家等の所有者等に対し指導するとともに、利活用に関する各種施策を講じてきました。

一方、国においては、地方自治体によるこのような空き家等の取組を背景に、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進することを目的として、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）」が完全施行されました。

空家法においては、空き家等の所有者等が、空き家等の管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が地域の実情に応じた空き家等に関する対策を講じることが重要であるとされています。

本市では、平成27年度に市内の空き家等に対する実態調査を実施するとともに、空き家等の所有者に対して今後の利活用についてのアンケート調査を実施しました。

今後、本市においても空き家等の数は増加していくことが予想されることから、これら調査結果及び空家法の趣旨を踏まえ、本市の空き家等対策に関する基本姿勢を市民に示すとともに、空き家等に関する施策を総合的、計画的かつ効果的に推進していくため、「たつの市空き家等対策計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、空家法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して、たつの市空き家等対策検討委員会での協議を踏まえ策定しました。

また、空家法をはじめ、本市の最上位計画である「第2次たつの市総合計画」のほか、「人口ビジョン」、「たつの市まち未来創生戦略」及び「都市計画マスタープラン」等との連携を図り施策を推進していきます。

第3節 計画の期間

本市のまちづくり最上位計画である「第2次たつの市総合計画」との整合性を図るため、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、空き家等を取り巻く社会情勢の変化や各種施策の実施状況により、必要に応じて計画内

容を見直すこととします。

	H29	H30	H31	H32	H33
第2次たつの市総合計画 (前期基本計画)	計画期間：H29～H33				
たつの市空き家等対策計画	計画期間：H29～H33				

第2章 空き家等の現状と課題

第1節 本市の空き家等の状況

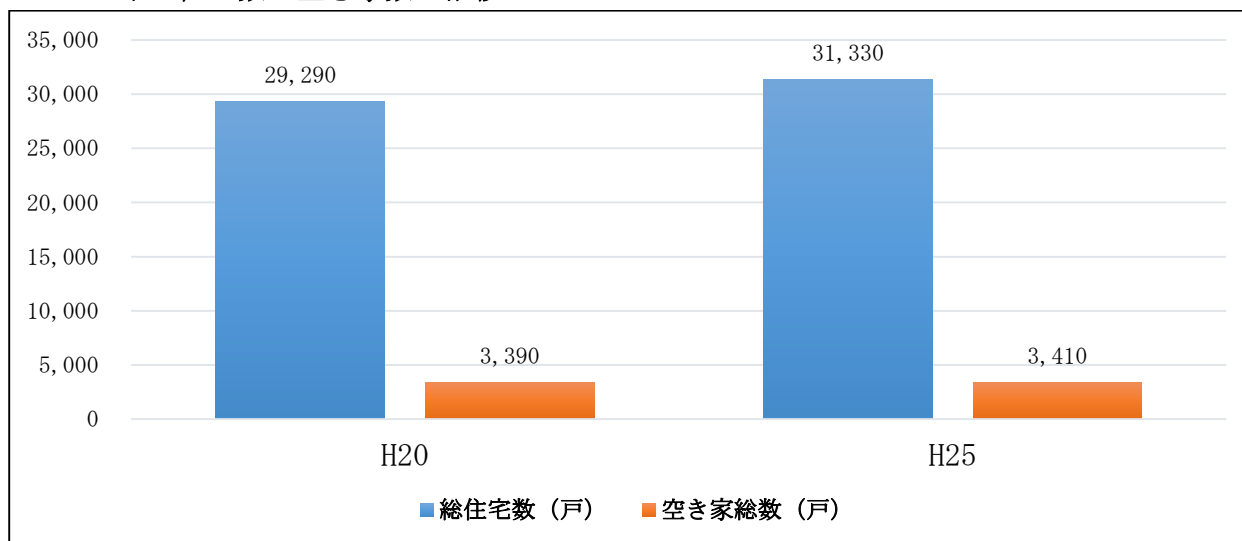
1 空き家率の推移

本市においては、近年、人口減少や既存住宅の老朽化、産業構造の変化等に伴い、空き家が年々増加しています。本市の空き家総数は増加傾向にあり、今後も空き家の増加が予想されます。

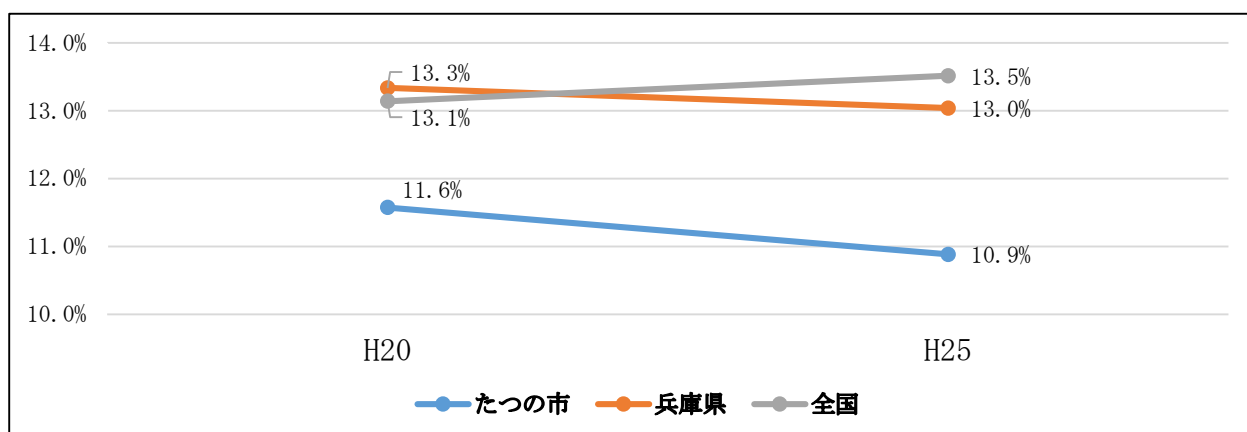
		H20	H25
たつの市	総住宅数（戸）	29,290	31,330
	空き家総数（戸）	3,390	3,410
	空き家率（％）	11.6%	10.9%
兵庫県	総住宅数（戸）	2,520,700	2,733,700
	空き家総数（戸）	336,200	356,500
	空き家率（％）	13.3%	13.0%
全国	総住宅数（戸）	57,586,000	60,628,600
	空き家総数（戸）	7,567,900	8,195,600
	空き家率（％）	13.1%	13.5%

資料：住宅・土地統計調査

たつの市の住宅数・空き家数の推移



たつの市、兵庫県及び全国の空き家 率の推移



2 用途別に見た空き家

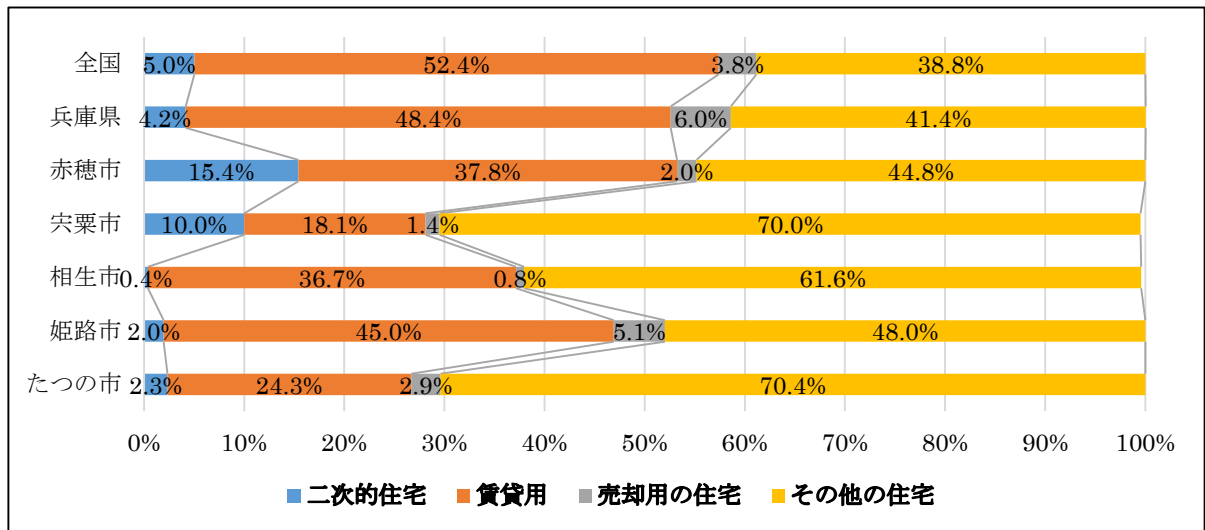
空き家のうち、「二次的住宅、賃貸用及び売却用の住宅」に分類される空き家の大半は、利用目的を有しており、計画における議論の対象外と考えます。「その他の住宅」に分類される空き家は、利用の目的が明確ではないことから、放置され、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

本市においては、「その他の住宅」に分類される空き家が7割を超えており、周辺自治体と比較して比率が高くなっており、利活用や適正管理、除却といった対策に取り組む必要があります。

		住宅総数	空き家 総数	空き 家率 (%)	二次的住宅		賃貸用		売却用の住宅		その他の住宅	
					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
西 播 磨	たつの市	31,330	3,410	10.9%	80	2.3%	830	24.3%	100	2.9%	2,400	70.4%
	姫路市	252,310	35,770	14.2%	700	2.0%	16,080	45.0%	1,830	5.1%	17,160	48.0%
	相生市	14,320	2,450	17.1%	10	0.4%	900	36.7%	20	0.8%	1,510	61.6%
	宍粟市	14,950	2,100	14.0%	210	10.0%	380	18.1%	30	1.4%	1,470	70.0%
	赤穂市	21,840	3,570	16.3%	550	15.4%	1,350	37.8%	70	2.0%	1,600	44.8%
兵庫県		2,733,700	356,500	13.0%	14,800	4.2%	172,700	48.4%	21,400	6.0%	147,700	41.4%
全国		60,628,600	8,195,600	13.5%	412,000	5.0%	4,291,800	52.4%	308,200	3.8%	3,183,600	38.8%

※二次的住宅：別荘や普段住んでいる住宅とは別に、たまに寝泊りする人がいる住宅など。

資料：平成25年住宅・土地統計調査（抽出調査）

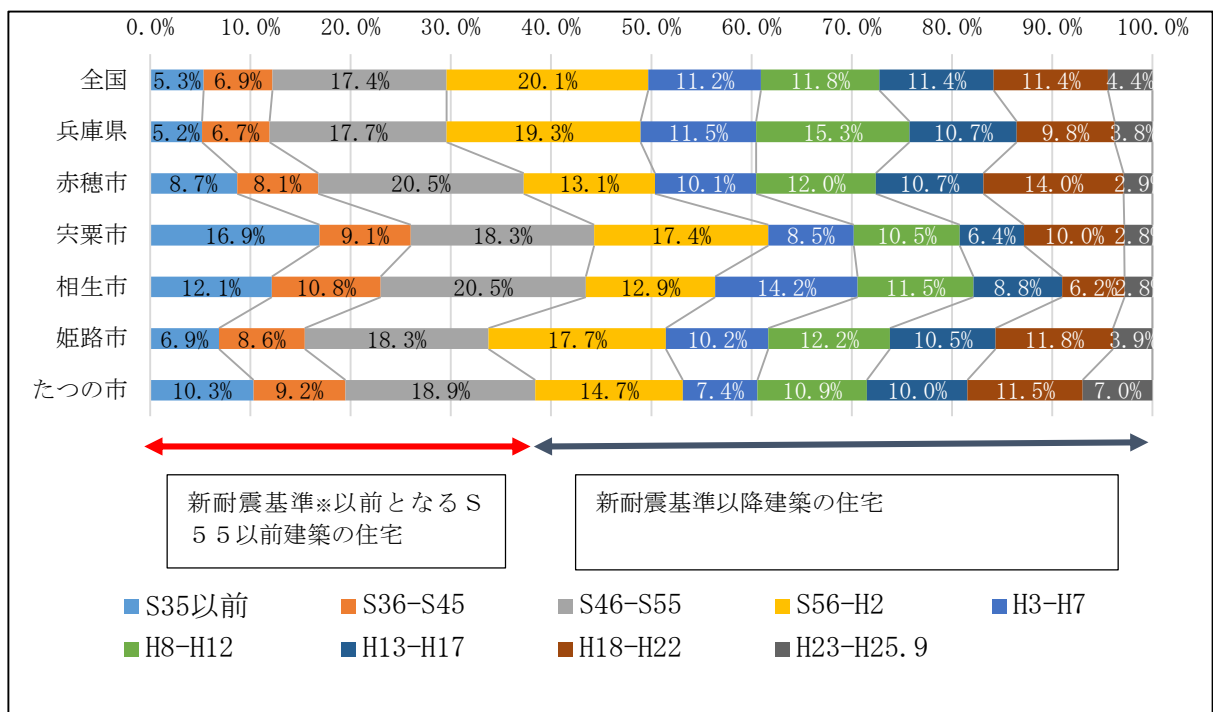


3 建築時期別住宅比率：周辺市町、兵庫県との比較（居住世帯のある住宅）

平成25年住宅・土地統計調査によると本市では居住世帯のある住宅は27,760戸あります。

建築時期が不明の住宅を除く26,470戸のうち、建築基準法の改正により新耐震基準が適用されることとなった昭和55年以前に建築された住宅は10,170戸で、割合にすると38.4%と、兵庫県全域値より約9ポイント高くなっています。

築後55年以上となる昭和35年以前建築の住宅は約2,730戸で、割合にすると10.3%と、兵庫県全域値より約5ポイント高くなっています。



※建築基準法に基づき、昭和56年6月1日に改正された新たな耐震基準

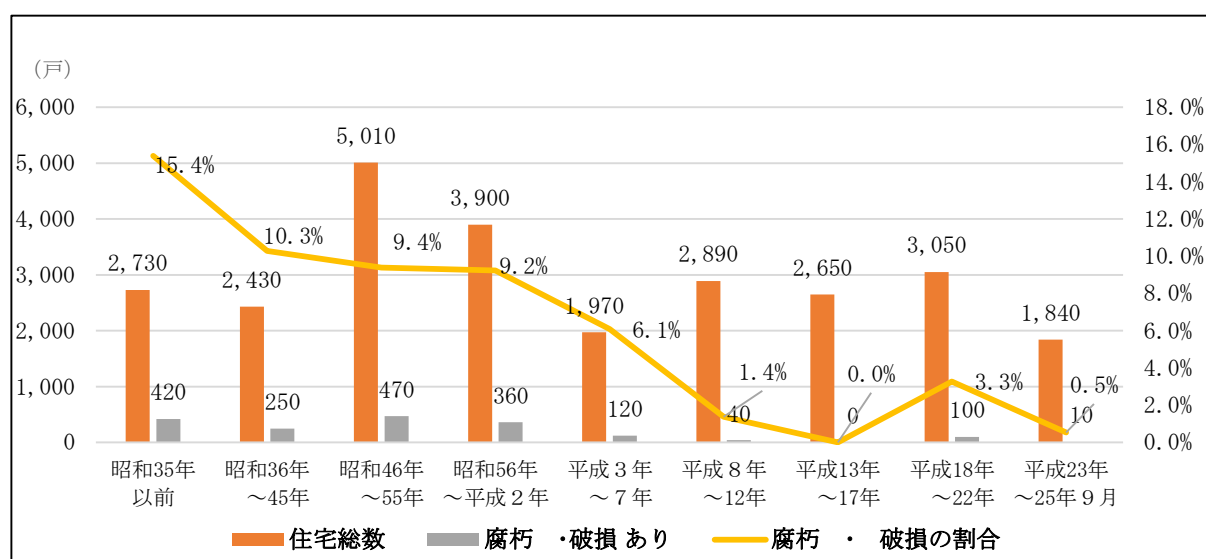
資料：平成25年住宅・土地統計調査

4 住宅の状況（建築の時期別）

本市の住宅全体について、建築の時期別に見ると、昭和55年以前と昭和56年以降とで、腐朽・破損のある住宅の割合に大きな差があります。昭和55年以前の住宅は全体の3割以上を占めていますが、そのうちの約1割に腐朽・破損があり、適正な管理が求められます。

	昭和35年 以前	昭和36年 ～45年	昭和46年 ～55年	昭和56年 ～平成2年	平成3年 ～7年	平成8年 ～12年	平成13年 ～17年	平成18年 ～22年	平成23年 ～25年9 月	総数（建築 年数不詳含 まず）
住宅総数	2,730	2,430	5,010	3,900	1,970	2,890	2,650	3,050	1,840	26,470
腐朽・破損 あり	420	250	470	360	120	40	—	100	10	1,770
腐朽・破損 の割合	15.4%	10.3%	9.4%	9.2%	6.1%	1.4%	0.0%	3.3%	0.5%	6.7%
腐朽・破損 の割合	11.2%			3.9%						—

資料：平成25年住宅・土地統計調査



5 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成27年で77,443人となっています。世帯当たりの人口は、平成27年で2.84人と、世帯人員の減少が続いており、核家族化、単身世帯の増加が進んでいることが伺われます。

また、平成12年から平成27年までの間に世帯数は約1.1倍に増加していますが、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯は約1.9倍に増加しており、著しい伸びを示しています。

	人口	世帯数	世帯当たり人口
平成12年	83,207	24,588	3.38
平成17年	81,561	25,559	3.19
平成22年	80,518	26,803	3.00
平成27年	77,443	27,286	2.84

資料：国勢調査（H12～H27）各年10月1日現在

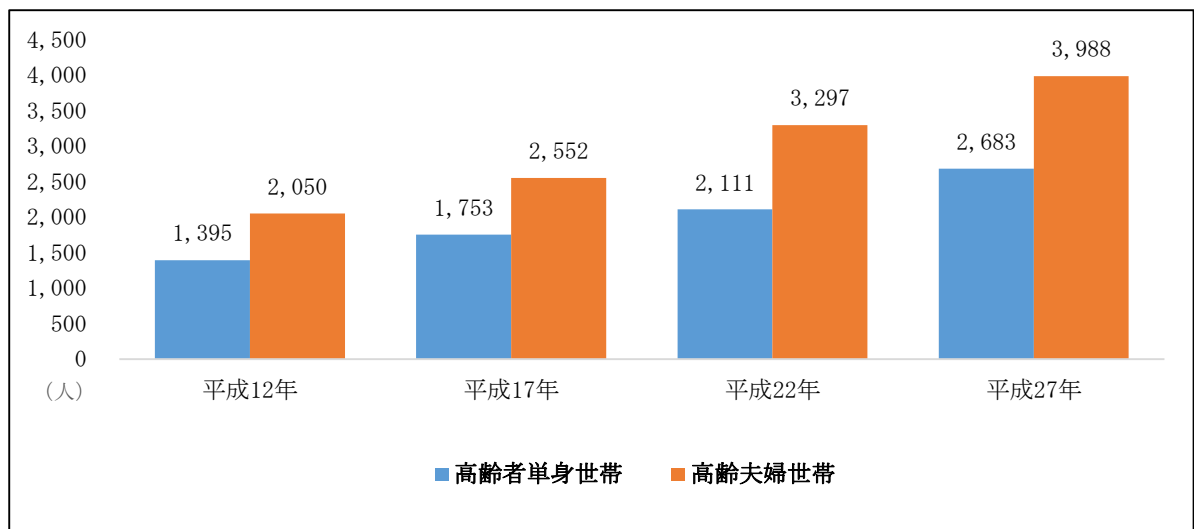
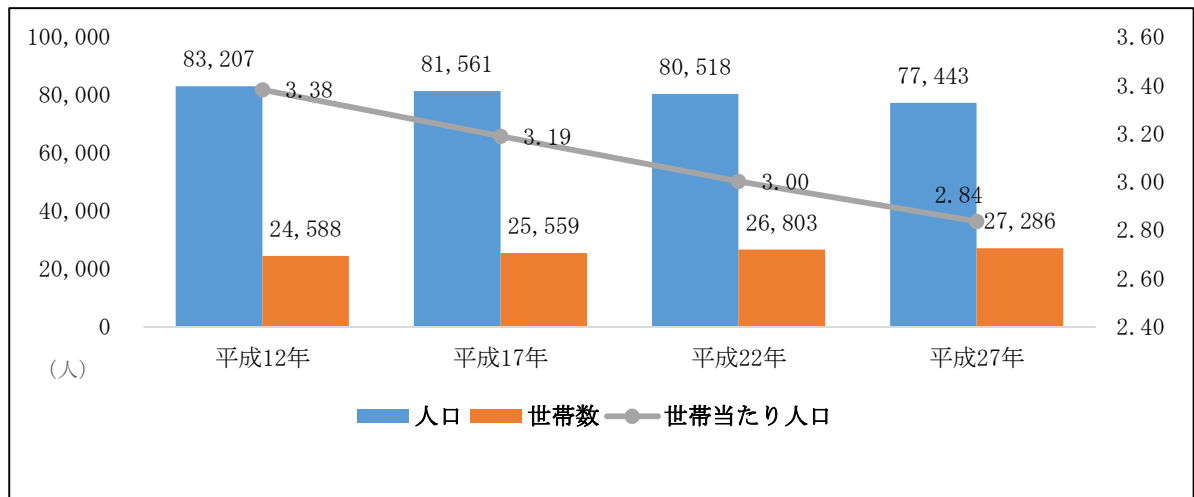
【高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の推移】

	高齢者単身世帯	高齢夫婦世帯
平成12年	1,395	2,050
平成17年	1,753	2,552
平成22年	2,111	3,297
平成27年	2,683	3,988

※高齢単身世帯：65歳以上の人一人のみの一般世帯

※高齢夫婦世帯：夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査



6 たつの市の将来人口

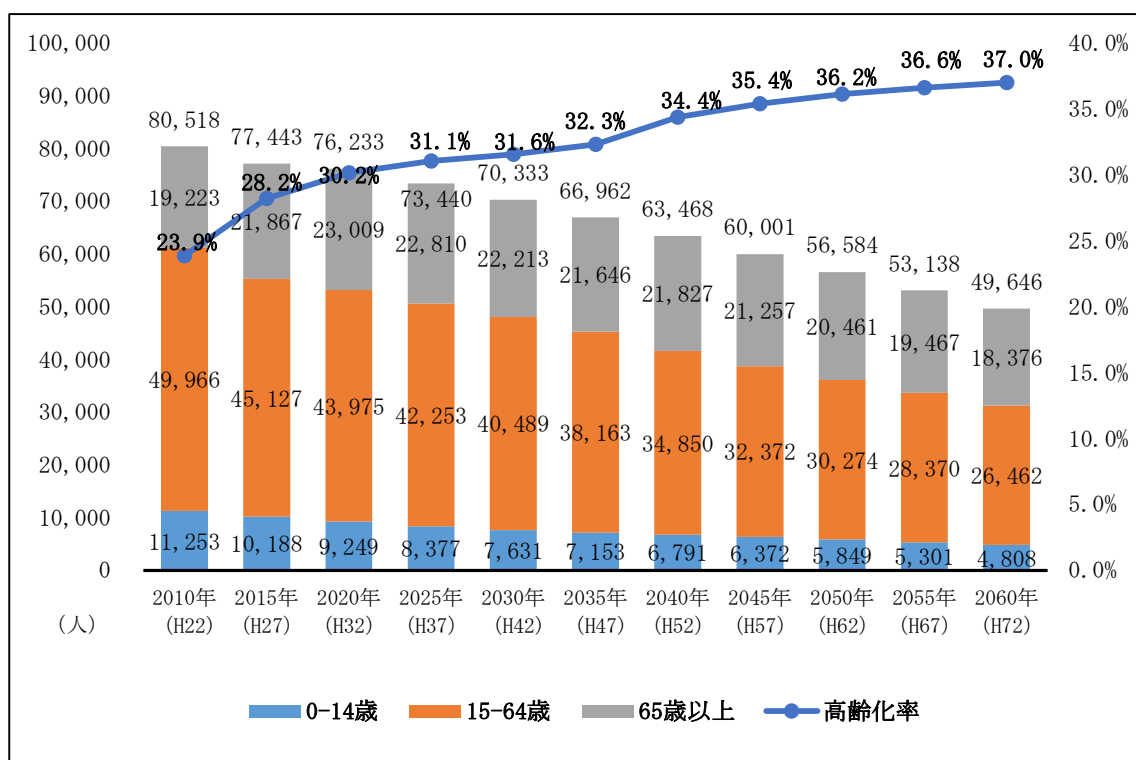
国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した人口推計結果によると、本市の総人口は、平成37年には73,440人、平成47年には66,962人になると推計されています。その一方で高齢化率は、平成37年には31.1%、平成47年には32.3%になるとされています。

総人口の減少、高齢夫婦・高齢単身世帯の増加による空き家の増加が予想されます。

【年齢3区分別推計】

年	0－14 歳	15－64 歳	65 歳以上	総数	高齢化率
2010 年 (H22)	11, 253	49, 966	19, 223	80, 518	23. 9%
2015 年 (H27)	10, 188	45, 127	21, 867	77, 443	28. 2%
2020 年 (H32)	9, 249	43, 975	23, 009	76, 233	30. 2%
2025 年 (H37)	8, 377	42, 253	22, 810	73, 440	31. 1%
2030 年 (H42)	7, 631	40, 489	22, 213	70, 333	31. 6%
2035 年 (H47)	7, 153	38, 163	21, 646	66, 962	32. 3%
2040 年 (H52)	6, 791	34, 850	21, 827	63, 468	34. 4%
2045 年 (H57)	6, 372	32, 372	21, 257	60, 001	35. 4%
2050 年 (H62)	5, 849	30, 274	20, 461	56, 584	36. 2%
2055 年 (H67)	5, 301	28, 370	19, 467	53, 138	36. 6%
2060 年 (H72)	4, 808	26, 462	18, 376	49, 646	37. 0%

資料：H22、H27 国勢調査
H32～H72 国立社会保障・人口問題研究所



統計資料から分かるように、本市においても空き家の数は増加傾向にあります。また、人口の減少、核家族化の進行に伴う世帯数の増加、高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみの世帯の増加が進行していることから、今後、さらに空き家が増加することが予想されます。

加えて、本市では、旧耐震基準で建築された住宅や腐朽・破損のある住宅の割合が、兵庫県全域と比較すると高く、将来的な老朽危険空き家への移行が危惧されます。

適正な管理がなされていない空き家は、防災、衛生、景観などの様々な面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすため、その対策として、空き家の発生抑制や利活用の促進、管理不全状態の解消など、総合的な対策に取り組む必要があります。

第2節 空き家実態調査の結果

市内における空き家の状況を総体的に把握し、今後の効果的な空き家等対策を検討・実施するため、平成27年度に空き家実態調査を実施しました。

1 調査概要

(1) 対象

平成24年度実施の自治会による調査結果、水道閉栓情報、固定資産情報等をもとに空き家候補を抽出し、外観目視による調査を実施しました。

現地調査対象数（戸数）

龍野	新宮	揖保川	御津	合計
1,329	534	423	560	2,846

(2) 調査期間

平成27年10月15日から平成28年3月22日まで

(3) 調査内容

空き家候補となった建築物を個別に巡回し、空き家かどうかの判定を行い、空き家と判定した場合には建築物の管理不全な状態について判定を行いました。

① 空き家判定調査項目

- ・「基本情報」 用途、構造、階層、建て方、駐車場有無、接道状況等
- ・「判定指標」 外観、表札、雨戸、郵便受け、電気・ガスメーター、生活サイン有無等

② 管理不全な状態の基礎調査項目

- ・「保安」 建物傾斜・門・塀の傾斜、屋根・軒・外壁の破損等
- ・「衛生」 ごみの放置、可燃ごみ・資材の散乱、汚物等の臭気
- ・「生活」 立木・雑草の繁茂、動物等の住みつき
- ・「防犯」 外壁・開口部の破損・開放状況

(4) 判定基準

① 基礎調査項目における個別判定

外観調査により以下の判定を行いました。

- ・「A」：問題なし・・・健全な状態
- ・「B」：注意・・・今後注意が必要な状態
- ・「C」：危険・・・管理不全な状態

3 管理不全な状態の基礎調査項目（外観目視）				
		A	B	C
保安	建物	☐ 傾斜なし	☐ 軽度の傾斜あり	☐ 著しい傾斜あり
	屋根・軒	☐ 問題なし	☐ 一部不陸又は破損あり	☐ 全体的に不陸又は破損あり
	外壁	☐ 問題なし	☐ 一部剥離又は破損あり	☐ 全体的に剥離又は破損あり
	建築資材（屋根・外壁材）	☐ 問題なし	☐ 敷地内に剥落あり	☐ 敷地外に剥落している
	門又は塀	☐ 問題なし（無い場合含む）	☐ 敷地内に傾斜している	☐ 敷地外に傾斜している
衛生	その他（ ）	☐ 問題なし	☐ 一部破損あり	☐ 著しい破損あり
	不燃物の放置（生ごみ等）	☐ 問題なし	☐ 一部放置あり ☐ 建物内部 ☐ 敷地内	☐ 大量の放置あり ☐ 建物内部 ☐ 敷地内
	可燃ゴミ・資材の散乱	☐ 問題なし	☐ 一部散乱している ☐ 建物内部 ☐ 敷地内	☐ 全体的（大量）に散乱している ☐ 建物内部 ☐ 敷地内
	汚物等の臭気	☐ 問題なし	☐ 流出・臭気の原因となるものあり	☐ 流出・臭気あり
生活	立木・雑草の繁茂	☐ 問題なし（手入れあり）	☐ 手入れなし	☐ 手入れなしで越境している
	動物等の住みつき	☐ 問題なし（発生していない）	☐ ふん尿等の形跡あり	☐ 動物等が住みついている
防犯	外壁・開口部	☐ 問題なし	☐ 一部破損又は開放	☐ 大きく破損し開放している
総合判定		☐ A(問題なし) ☐ B(注意) ☐ C(危険)		
総合判定基準 A：各項目で全てAである B：各項目でAとBのみであり、Bは2件以下のもの C：各項目にCがある場合又は、Bが3つ以上ある場合		コメント欄		

② 総合判定

基礎調査項目の各ランク分けに基づき総合的に判定を行いました。

- ・「総合判定A」・・・基礎調査項目が全て健全な状態「A」である空き家
- ・「総合判定B」・・・基礎調査項目に今後注意が必要な状態「B」が2つ以下である空き家
- ・「総合判定C」・・・基礎調査項目に今後注意が必要な状態の項目「B」が3つ以上又は管理不全な状態の項目「C」が1つ以上ある空き家

2 調査結果

(1) 空き家の戸数

外観調査対象となった空き家候補建築物2,846戸のうち、判定基準に準じて「空き家」と判定したものは1,585戸あり、全体の55.7%を占める結果となりました。

	龍野	新宮	揖保川	御津	合計
現地調査対象数	1,329	534	423	560	2,846
空き家	774	292	251	268	1,585
居住中	471	213	134	223	1,041
判定不能	5	17	5	6	33
調査不可	79	12	33	63	187

(2) 空き家の危険度判定

「空き家」と判定された建築物のうち、A判定（健全な状態）が673戸で42.5%、B判定（今後注意が必要）が567戸で35.8%、C判定（管理不全な状態）が345戸で21.8%という結果となりました。

また、地区別におけるC判定の割合では、新宮地区の割合が56.2%と最も高くなっています。

	龍野	新宮	揖保川	御津	合計
空き家	774	292	251	268	1,585
総合判定A	374	30	61	208	673
総合判定B	304	98	113	52	567
総合判定C	96	164	77	8	345

(3) 「空き家」と判定された1,585戸の状況

① 総合判定「C」となった空き家の状況

345戸のうち、「保安」の基礎調査項目に対し個別判定が「C（管理不全な状態）」となっている空き家は128戸で37.2%となっています。そのうち、屋根・軒が管理不全な状態であるものが50戸で39.1%、外壁が管理不全な状態であるものが39戸で30.5%と高い割合となっています。

	龍野	新宮	揖保川	御津	合計
総合判定Cのうち「保安」がC	81	31	15	1	128
建物	10	4	1	0	15
屋根・軒	35	13	2	0	50
外壁	21	13	5	0	39
建築資材(屋根・外壁材)	10	1	0	0	11
門又は塀	3	0	2	1	6
その他	2	0	5	0	7

② 用途別の内訳

空き家判定のうち、用途別による内訳については、住居であるものが1,397戸で88.1%と空き家のほとんどは住居となっています。「その他」については、店舗、倉庫、車庫、納屋等となっています。

	龍野	新宮	揖保川	御津	合計
空き家	774	292	251	268	1,585
住居	697	265	219	216	1,397
併用住宅	43	15	4	11	73
その他	34	12	28	41	115

③ 構造別の内訳

空き家判定のうち、構造別による内訳については、「木造」が1,379戸で87.0%、「非木造」が205戸で12.9%となっています。

	龍野	新宮	揖保川	御津	合計
空き家	774	292	251	268	1,585
木造	699	258	217	205	1,379
非木造	75	33	34	63	205
その他	0	1	0	0	1

④ 建て方別内訳

空き家判定のうち、建て方別の内訳については、「戸建」が1,527戸で96.3%となり、「長屋」は58戸で3.7%となっています。

	龍野	新宮	揖保川	御津	合計
空き家	774	292	251	268	1,585
戸建	735	291	249	252	1,527
長屋	39	1	2	16	58
その他	0	0	0	0	0

第3節 所有者意向調査の結果

空き家実態調査の実施に併せて、空き家等の所有者に対し、活用の意向、管理の状況、建替え・改修の意向等を調査し、今後の効果的な空き家等対策を検討していくための基礎資料を作成するため、「住宅の利活用に関するアンケート調査」を実施しました。

1 調査概要

(1) 対象

現地調査結果から「空き家」「判定不能」「調査不可」と判定した空き家情報と固定資産情報により所有者が特定できた1,132件を調査対象としました。

なお、固定資産情報に記載のなかった建築物や不動産会社が管理している建築物については対象外とし、複数の建築物を所有している者に対しては一括して発送しました。

(2) 調査期間

平成28年2月15日から2月25日まで

(3) 調査内容

- ① 住宅の概要・・・使用状況、建築時期、空き家になった時期及び理由、現在の状況
- ② 所有者・・・年齢、性別
- ③ 住宅の管理・・・維持管理で困っていること、将来的な意向、賃貸及び売却の際の条件
- ④ 本市空き家バンク・・・制度について、登録の意向及びその理由等

2 調査結果

(1) 回答率

	龍野	新宮	揖保川	御津	合計
発送件数	675	244	206	7	1,132
回答件数	378	129	103	3	613
回答率	56.0%	52.9%	50.0%	42.9%	54.2%

(2) 調査項目のうち主な回答 ※各項目の回答状況により、回答件数とは一致しません。

(住宅の概要について)

・使用状況

回答のうち、「使用していない」が31.2%、「物置」が24.5%となっており、今後注意が必要な空き家であると思われます。

週末や特定の季節のみ使用	賃貸用だが居住者はいない	売却用で居住者はいない	物置	使用していない	その他	合計
91	23	35	139	177	102	567

・現在の空き家の状態

回答のうち、「修繕したら住める」が39.9%、「住めない」が20.4%となっています。

住める	修繕したら住める	住めない	その他	合計
193	213	109	19	534

(所有者について)

70歳代以上の所有者の割合が41.9%となっており、所有者の高齢化が懸念されます。

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	その他	合計
3	7	28	75	203	130	64	34	544

(住宅の管理について)

・維持管理で困っている点 (※複数回答可)

「老朽化」が21.9%と最も高く、次いで「売却・賃貸の相手がいない」が12.9%、「解体による固定資産税の増税」が11.6%、「荷物の処分」が8.5%となっています。

老朽化	草刈り	防犯面	郵便物管理	管理を頼める人がいない	荷物の処分	現地まで通うこと
261	84	87	11	29	101	81
修繕費	解体による固定資産税の増税	売却・賃貸の相手がいない	特になし	その他	合計	
82	138	154	120	44	1,192	

・将来的な方針

「売却したい」が30.6%、次に「取り壊したい」が21.1%となっています。

いつかは居住したい	居住せず管理のみ	売却したい	他人に貸したい	管理を依頼し所有し続けたい	取り壊したい	その他	合計
62	86	159	36	9	109	56	517

(たつの市空き家バンクについて)

「空き家バンクを知らない」人の割合は、66%となっています。また、登録を考えていない理由としては、「建物・設備の老朽化など条件が悪い」が20.6%と最も高く、次に「家財道具等の荷物がある」が18.7%となっています。

・空き家バンク制度を知っているか

知っているし登録もしている。又は登録を検討している	知っているが登録までは考えていない	知らなかったので詳しく知りたい	知らなかったし登録も考えていない	合計
19	133	132	168	452

・登録を考えていない理由 (※複数回答可)

管理に特に問題がない	建物・設備の老朽化など条件が悪い	将来居住する予定である	仏壇等を安置している	時々帰省して利用している
80	120	31	67	54
見知らぬ人に貸出すことに抵抗ある	親戚等の理解が得られない	家財道具等の荷物がある	その他	合計
55	11	109	56	583

・空き家バンクに登録する際の条件 (※複数回答可)

賃貸や売買の面倒な手続きの代行	家財道具等の荷物整理に対する補助	住宅の補修への補助	その他	合計
149	77	117	42	385

第3章 対象とする地区及び対象とする空き家等の種類

第1節 対象とする地区

平成27年度に実施した空き家実態調査の結果、空き家等は市内全域に点在しており、地域住民からの相談や通報も市内各地域から寄せられていることから、本計画の対象とする地区は、「市内全域」とします。

ただし、集中的に空き家が発生するなど、重点的に対策を講じる必要が生じた地区が生じた場合には、重点対策地区の指定を検討します。

第2節 対象とする空き家等の種類

対象とする空き家等は、空家法第2条第1項に規定する「空家等」及び「長屋や共同住宅などの空き住戸」とします。

また、空家法第2条第2項に規定する特定空家等の状態にまでには至りませんが、地域住民の生活環境の保全のために改善措置が必要である空き家等を、「管理不全状態の空き家等」として、長屋や共同住宅などの空き住戸と併せて対象とします。

【空家等】（空家法第2条第1項）

この法律において、「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

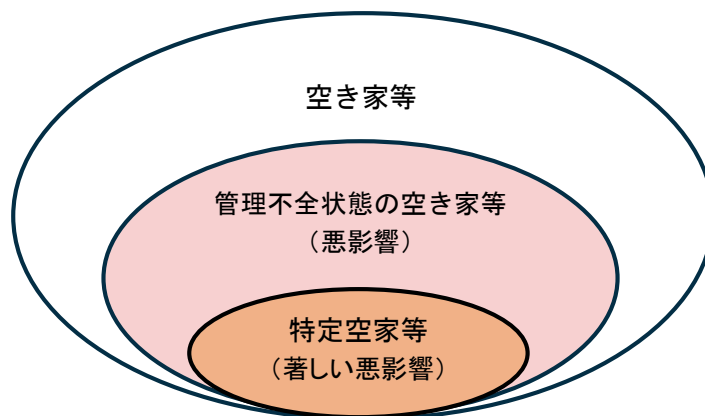
※「空家等」について、基本指針などによる国土交通省及び総務省の考え方

- ①「居住その他の使用がなされていないこと」が「常態である」とは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね1年を通して建築物等の使用実績がないことは一つの基準となると考えられる。
- ②長屋や共同住宅については、当該住宅内の全ての住戸が空き家となった場合に、「空家等」に含まれることとなる。

≪「長屋や共同住宅などの空き住戸」について≫

上記のとおり、空家法では、長屋や共同住宅については全ての住戸が空き家となった場合に「空家等」に含まれるとされています。しかし、本市においては、これまでも一部が空き住戸となっている長屋などに対しても管理不全な状態であると認めるときは、住戸単位で指導等の対象としていることから、対象とする空き家等に加えました。

また、「長屋や共同住宅などの空き住戸」は、空家法に規定する空家等ではないため、著しい悪影響を及ぼすおそれのある状態であっても空家法に規定する「特定空家等」には該当しませんが、「管理不全状態の空き家等」として位置づけ、助言・指導を行うこととなります。



第4章 空き家等対策に関する基本的な方針等

第1節 空き家等対策における責務と役割

本市の空き家等対策については、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、地域振興に寄与するため、市が主体となって行います。

なお、建物等の所有者等は、空き家等を発生させないように努めることが重要です。

以下では、第一義的な管理責任がある空き家等の「所有者等の役割」、近隣のみならず地域全体の問題にまで波及するおそれがある空き家等の問題に対する「市民、地域の役割」、所有者等が管理責任を全うしない場合において必要な措置などを行うことが可能な立場にある「市の役割」について示します。

1 所有者等の責務

空き家等の管理責任は、まずもって所有者等にあることが前提となるため、所有者等は、居住している段階から空き家等になった場合のことを十分に検討するとともに、管理すべき家屋が空き家等になった場合には、当該空き家等が危険な状態にならないように、自らの責任において適切に管理に努めるものとします。

また、自らが利用する見込みがないときは、売買や賃貸するなど、有効な活用方法を検討するよう努めるものとします。

2 市民、地域の役割

空き家等の問題は、近隣住民をはじめ、地域全体の問題にまで波及するおそれがあることから、適切な管理が行われていない空き家等を発見したときは、市へ情報提供を行うとともに、所有者等や関係機関と連携して必要な取組を実施し、また、市が実施する対策に協力するよう努めることとします。

3 市の役割

空き家等対策については、市が主体的な役割を果たします。

また、空き家等の適切な管理については所有者等に求めますが、所有者等が様々な事情から空き家等の管理を十分に行うことができず、空き家等が周辺の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態になった場合は、地域や関係機関と連携し、当該空き家等に対して必要な措置を適切に講じます。

第2節 空き家等対策の基本的な方針

空き家等は個人の財産であることから、空き家等の管理は、第一義的には空き家等の所有者等が自らの責任において適切に行うべきものであることを基本原則とします。

また、その上で、年々増加する空き家等の問題の解決に向けて、地域の安全・安心な生活環境の形成や、快適に暮らせるまちづくりの観点から、空き家等となる前の居住中の家屋、適切に管理されている空き家等、管理不全な状態となった空き家等の各段階において、行政だけでなく、所有者等、事業者、市民等が相互に連携を図り、総合的かつ計画的な空き家等対策に取り組むこととし、次の3つの基本方針に基づき、対策を推進していきます。

- | | |
|---------|--------------------------|
| 《基本方針1》 | 空き家等の発生抑制・適正管理 |
| 《基本方針2》 | 空き家等の利活用の促進 |
| 《基本方針3》 | 管理不全状態の空き家等・特定空き家等の改善・解消 |

第5章 空き家等対策の取組に関する事項

第1節 空き家等の発生抑制・適正管理

近年、人口減少、少子高齢化及び核家族化の進行などに伴い、空き家等の数は年々増加しています。

このため、現に存在する空き家等の対策に加え、新たな空き家等の発生を抑制することが重要な取組となることから、居住中の住宅の所有者や空き家等の所有者等に対し、適切な維持管理の必要性や支援制度などについて積極的に周知していきます。

1 市民の管理意識の醸成・啓発

空き家等は個人の財産であり、所有者等が責任を持って維持管理すべきものです。適切な管理が行われていない空き家等は、周辺の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになります。

このような空き家等の問題を十分に認識し、適切な維持管理の重要性を理解してもらうため、市広報、ホームページ、固定資産税納税通知書発送時のチラシの配付等さまざまな機会を通じ、空き家等の所有者等だけでなく、市民全体に啓発することにより管理意識の向上を図ります。また、相談会の開催やセミナー等の開催も検討します。

2 既存住宅の良質化

空き家等の発生を抑制するためには、住み続けることや引き継いで住むことが必要となります。また、老朽化した空き家等は、災害時に被害の拡大を引き起こす可能性もあるため、国・県・市による既存住宅の質的向上を目的とする各種支援制度や相談窓口などについて一元的に情報発信していきます。

3 相続手続の促進

相続登記が適切に行われないことは、所有者等が不明となり、空き家等の管理不全状態を招く要因の一つとなります。また、年月の経過とともに相続人が増加し、ますます適切な管理が

困難となっていきます。

このような状態を未然に防止するため、相続発生時に速やかに相続手続が行われるよう啓発するとともに、相続財産の税制面の優遇措置についても周知します。また、関係機関と連携した相続手続等に係る相談会の実施を検討します。

4 福祉的な支援が必要な所有者等への対応

空き家等の所有者等の中には、認知機能の低下等の理由により判断能力が十分でない者もあり、成年後見制度などの福祉的な側面から支援が必要となる場合が考えられます。住宅等を適切に引き継いでいくため、福祉部局との連携を強化し、成年後見制度などの各種制度の周知や相談体制の構築を図ります。

5 シルバー人材センターや民間サービスを利用した適正管理の啓発

空き家等の適切な管理が行われない要因として、所有者等が遠方に居住していることなどがあります。このような状態が長期化すると雑草や立木等が繁茂するだけでなく、空き家等の老朽化の進行も早まり、周辺の地域住民に危険を及ぼすおそれもあります。

近年、所有者等に代わり空き家等の管理を代行する民間サービスも増えています。平成29年8月から、本市と（公社）たつの市・太子町広域シルバー人材センターとの連携により空き家等の管理代行サービスを開始しており、このようなサービスの利用を積極的に周知していきます。

6 地域との連携による早期発見・早期対応

空き家等は、放置され老朽化が進むほど管理コストが増大していきます。また、年数の経過により所有者等の把握も困難になることから、自治会や地域住民等から空き家等に関する情報を効果的に得られよう連携し、早期発見・早期対応に努めます。

7 所有者等が不明などの場合の対応

空き家等の所有者等が行方不明になった場合や、相続人の存在が不明である場合には、当該空き家等がそのまま放置され、周辺の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、不在者財産管理人や相続財産管理人などが財産管理を行う財産管理人制度の活用について検討します。

第2節 空き家等の利活用の促進

今後、空き家等が活用されずに増加し続けた場合は、建物の腐朽・破損が進み、利活用が困難になるとともに、周辺の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、更には地域コミュニティの衰退にもつながります。

空き家等になった場合でも早期に売却や賃貸等を行うことができれば、有効に利活用できることから、相談体制の整備や、空き家バンクの活用、空き家改修の支援等により、空き家等が管理不全な状態となる前に積極的に空き家等を活用・流通させ、地域の活性化、都市機能の向上、本市への移住・定住につなげます。

また、市街化調整区域内の空き家の有効活用については、国・県の施策の動向を踏まえつつ、効果的な施策を検討していきます。

1 所有者等への啓発

使用する見込みのない空き家等のうち、有効活用できる空き家等であっても売却や賃貸がされないものも多いことから、空き家等の減少を図るためには、所有者等の利活用に対する意識の向上を図る必要があります。

このため、所有者等に対して、空き家等の活用や流通に関する助成制度や支援制度等の情報発信を行い、利活用に対する動機づけを行います。

また、利活用に関しては、権利問題や相続問題などが流通の阻害要因となっている可能性もあることから、関係機関と連携して相談体制の整備に取り組みます。

2 空き家バンクの充実

「空き家バンク」とは、所有者等が市内の空き家等の売却・賃貸等を希望された場合に、それらの物件情報を市が登録するとともに広く公開し、購入等の希望者とのマッチングを図る仕組みで、本市では一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部と連携して実施しています。

空き家バンクは、空き家等の流通と移住・定住希望者の円滑な住まいの確保を支援するものとして、利活用対策と移住・定住促進対策の重要なツールであることから、更なる充実を図ります。

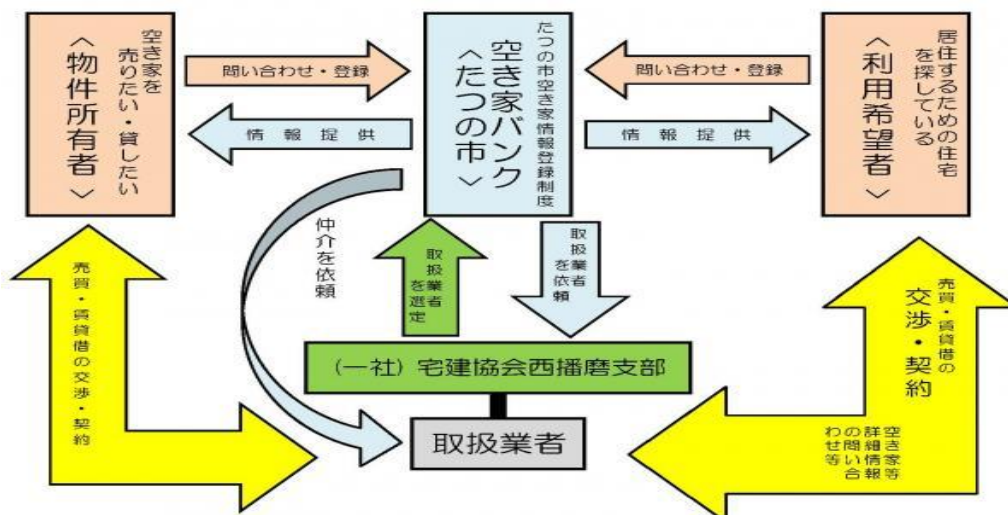
(1) 市民の認知度の向上

所有者等への意向調査の結果、空き家等の売却の意向を持っている所有者が多いものの、依然として空き家バンク制度が十分に認知されていない状況にあることから、空き家等の所有者等や市民に対し、制度の趣旨について様々な機会を通して周知し、認知度を向上させることにより利用促進につなげます。

(2) 物件登録の促進

意向調査の結果を踏まえ、空き家バンクへの登録を躊躇する要因を解消し、積極的な物件登録を促していくため、空き家バンクに登録された物件に対する支援制度の実施を検討します。

また、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部と連携し、さらなる事業者の協力が得られるよう、空き家バンク制度の趣旨等について積極的に情報発信します。



3 住宅取得に対する支援

本市では、市内への移住・定住を促進していくため、定住促進住宅取得奨励金交付事業を実施しており、空き家等の中古物件の購入も対象となることから、本制度を周知し積極的な活用を図ります。

4 空き家等の改修に対する支援

空き家等に居住しようとする者や事業所や地域交流拠点として活用しようとする者に対し改修費用を助成する制度の更なる活用を促進します。

また、店舗として再生できる空き家等や空き店舗を活用して創業しようとする者に対する支援制度について、商業活性化・地域振興の観点から積極的に周知します。

5 農地取得の下限面積の緩和

本市で農地を取得するには、農地法・同法施行規則の規定により30a以上の面積が必要ですが、近年、移住希望者の中に、空き家等の取得と合わせて家庭菜園程度の小規模の農地取得を希望される方も増えています。

このため、増加する空き家の有効活用、移住・定住の促進及び農地の適正管理に資することを目的に、空き家バンクに登録されている空き家とそれに付随する農地をセットで取得する場合に限り、この下限面積を緩和できる制度の導入について検討します。

6 事業者等と連携した空き家等の流通促進と有効活用

国土交通省策定のガイドラインに基づき、空き家等所有者の同意を得た上で、空き家等所有者の情報を宅建業者等へ情報提供することにより、流通を中心とした空き家等の利活用の促進を図ります。

また、関係事業者やまちづくり団体等の民間組織との連携により、市内に点在する空き家等の流通促進を図るとともに、移住・定住、まちづくりの観点から効果的に取り組むことのできる仕組みづくりを検討します。

7 空き家等の状態・性能の把握

空き家等の購入・賃貸の希望者が抱く物件の品質や性能、また、それらの状態に応じた今後の維持管理の見通しなどに対する不安感を解消し、安心安全な取引ができるよう、専門家が客観的に空き家等の検査を行う「フェニーチェパック」制度の周知を図ります。

※フェニーチェパックとは

一般社団法人すまいの未来研究機構が実施する中古住宅建物調査サービスのことで、既存住宅の売買時に不安に思う一般の消費者のために、専門家が対象となる住宅に訪問し、建物の状態を調査し、報告するものです。合わせて、既存住宅売買のために必要な補助制度の案内や税制優遇措置の内容をワンストップで提供するサービスです。

第3節 管理不全状態の空き家等・特定空家等の改善・解消

1 適切な管理がなされていない空き家等に対する措置

適切な管理がなされていない空き家等に対しては、自治会や地域住民から情報提供の協力が得られるよう連携し、積極的に情報収集に努めます。

その結果、把握した空き家等に対して、所有者の特定調査、外観調査、必要に応じて実施する立入調査を行った上で、認定基準に照らし、「管理不全状態の空き家等」に該当する場合は、認定した上で、その所有者等に対して適切な管理を行うよう助言・指導を行います。

さらに、著しく管理不全な状態であると判断した空き家等に対しては、「特定空家等」に認定した上で、特定空家等に対する措置として、空家法に定める手続により対策を講じていきます。

管理不全状態の空き家等や特定空家等に対し必要な措置を講じるに当たっては、内部部局間の連携のみならず必要に応じて関係機関等の協力を求めることとします。

その他、空き家等の除却の促進、自治会と連携した応急処置の実施など、各種施策を有効に活用し対策を推進します。

(1) 管理不全状態の空き家等の認定

本市では、空家法で定める特定空家等の状態までは至りませんが、保安・衛生・景観・生活環境上、改善措置が必要な空き家等について、「管理不全状態の空き家等」と定義しました。

これは、空き家等が周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼすおそれのある状態になる前に早期に改善措置を行うためです。

「管理不全状態の空き家等」の認定基準は、周辺の生活環境への悪影響を及ぼすおそれのある状態が特定空家等に比べ軽度なものとして設定しました。（認定基準は27Pに掲載）

(2) 管理不全状態の空き家等の認定手続

実態調査の結果を基に、庁内の関係部局の職員で構成する「たつの市空き家等対策調整会議」において管理不全状態の空き家等に該当するか否かの協議を行い、必要に応じて外部の有識者等で構成する「たつの市空き家等対策検討委員会」の意見を聴いた上で、市長が認定を行います。

(3) 管理不全状態の空き家等への改善措置

管理不全状態の空き家等に対しては、以下のとおり措置を行います。措置を講じるに当たっては、「たつの市空き家等対策調整会議」において協議を行い、必要に応じて「たつの市空き家等対策検討委員会」の意見を聴いた上で、市長が決定します。

① 助言又は指導

管理不全状態の空き家等となっている空き家等の所有者等に対し、修繕、除却、立木等の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行います。

管理不全状態の空き家等と認定された空き家等の所有者等のなかには、当該空き家等の危険性や周辺に及ぼしている悪影響を認識していない可能性があるため、そのため、助言又は指導の趣旨を示す際には、「どの建築物が対象となっているのか」、「当該管理不全状態の空き

家等がどのような状態になっているのか」、「周辺の生活環境にどのような悪影響をもたらしているのか」や具体的な改善の内容を示した上で、助言又は指導を行います。

(4) 特定空家等の認定

空家法に規定する「特定空家等」は、保安・衛生上等で周辺の生活環境に著しい悪影響を与えるおそれのある空き家等であり、多くの問題を生み出すことから、「特定空家等」に対する措置は、命令、行政代執行といった強い公権力の行使を伴う行為が含まれます。

このため、客観的に「特定空家等」の認定を行うに当たり、国が定めたガイドラインを基に、本市の認定基準を設定しました。(認定基準は27Pに掲載)

(5) 特定空家等の認定手続

実態調査の結果を基に、「たつの市空き家等対策調整会議」において特定空家等に該当するか否かの協議を行い、必要に応じて「たつの市空き家等対策検討委員会」の意見を聴いた上で、市長が認定を行います。

(6) 特定空家等への改善措置

特定空家等に対しては、空家法に基づき、以下のとおり措置を行います。措置を講じるに当たっては、「たつの市空き家等対策調整会議」において協議を行い、必要に応じて「たつの市空き家等対策検討委員会」の意見を聴いた上で、市長が決定します。

① 助言又は指導

特定空家等となっている空き家等の所有者等に対し、修繕、除却、立木等の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行います。

特定空家等と認定された空き家等の所有者等のなかには、当該空き家等の著しい危険性や周辺に及ぼしている著しい悪影響を認識していない可能性があります。

そのため、助言又は指導の趣旨を示す際には、「管理不全状態の空き家等」と同様に、特定空家等の状態、周辺に及ぼしている著しい悪影響の程度、改善の内容等について具体的に示し、助言又は指導を行います。

② 勧告

助言又は指導を行った場合において、なお当該空き家等の状態が改善されないと判断するときは、当該空き家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告します。

勧告をした空き家等の敷地については、地方税法の規定により、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

(現行の住宅用地特例)

	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税の課税標準	1/6に減額	1/3に減額
都市計画税の課税標準	1/3に減額	2/3に減額

※アパート・マンション等の場合は、戸数×200㎡以下の部分が小規模住宅用地となります。

③ 命令

勧告を受けた者が正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合は、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置をとることを命じます。

なお、命令に当たっては、あらかじめ所有者等に対し事前通知を行うとともに、意見書等の提出の機会を付与します。命令を行った場合には、対象となる特定空家等に標識を設置し、適切な方法によって命令が出ている旨を公示します。

④ 行政代執行

命令を受けた者が、「期間を経過しても必要な措置を履行しないとき」、「履行しても十分でないとき」又は「履行しても期限までに完了する見込みがないとき」は、戒告等の諸手続を経た後、所有者等に代わって市長が措置の執行（代執行）を行います。

措置の執行に要した費用については、当該所有者等の負担とし、国税徴収法の規定に準じて請求を行います。

⑤ 略式代執行

命令をしようとする場合において、過失がなく必要な措置を命ぜられるべき所有者等を確認することができない（過失がなく助言又は指導及び勧告が行われるべき者を確認することができないため命令を行うことができない場合を含む。）ときは、事前に公告した上で、当該所有者等の負担において、所有者等に代わって市長が措置の執行（略式代執行）を行います。

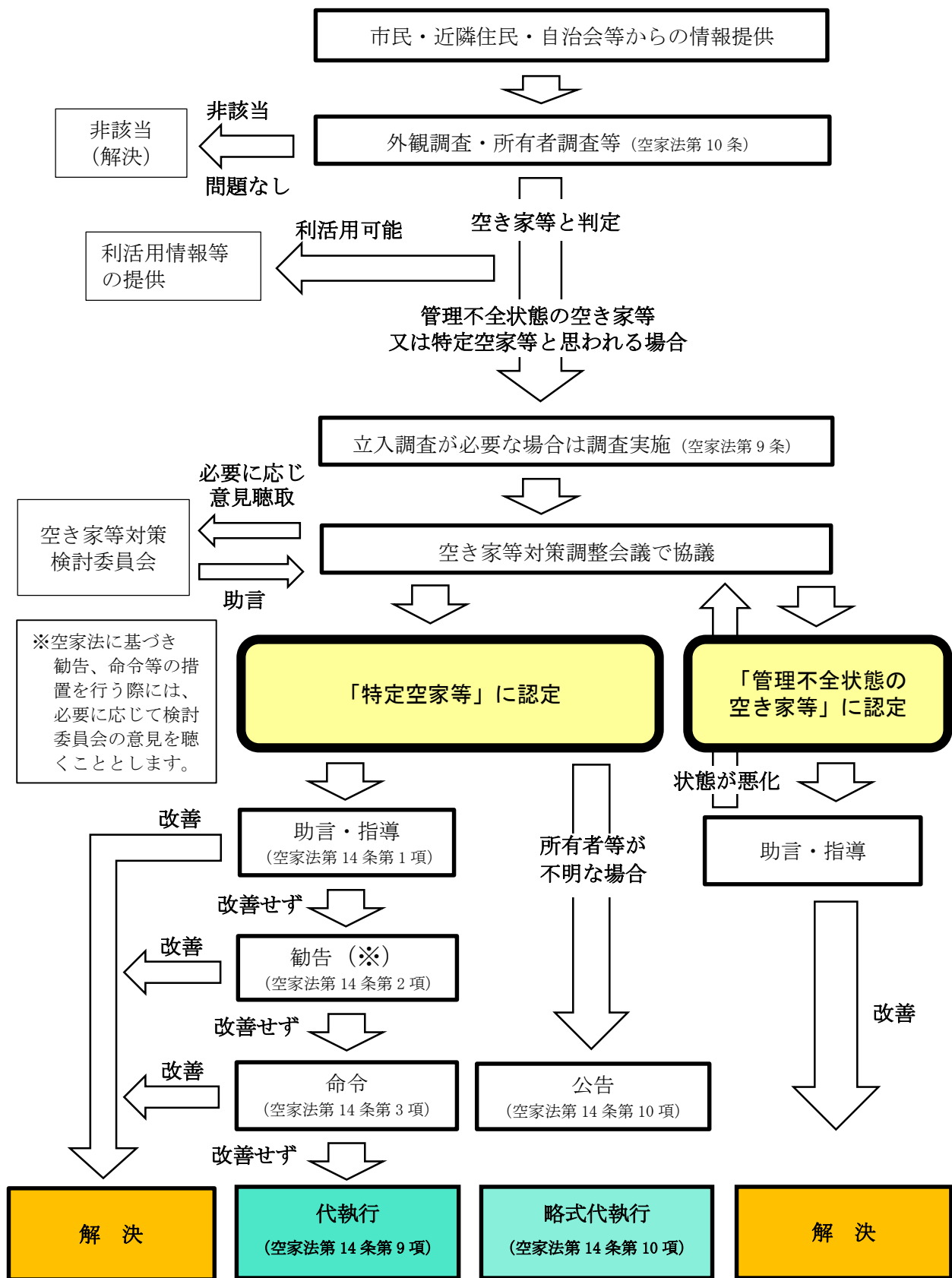
※「過失がなく」「確認することができない」場合

「過失がなく」とは、市長がその職務行為において通常要求される適切な調査を行ったことを意味し、「確認することができない」とは、措置を命ぜられるべき者の氏名及び所在がともに判明しない場合又は氏名は知りえても所在が判明しない場合をいいます。

⑥ 代執行及び略式代執行の適用

代執行及び略式代執行については、特定空家等の状態によってもたらされる悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を著しく超えている場合に限り、その措置を講じるものとします。

【管理不全状態の空き家等・特定空家等の対応フロー図】



※空家法に基づき勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例を受けることができなくなります。

2 除却の促進

所有者等が除却等を検討する際、費用を捻出できないことから除却が進まない場合があります、近年の空き家等の増加により、民間金融機関でも除却に関する融資が商品化されつつあります。

このため、民間の金融機関にこのような金融商品の創設を働きかけ、自主的に取り組もうとする所有者等を資金面からサポートできる環境の整備に努めます。

老朽化し危険な状態となっている空き家等は、周辺の地域住民に著しい悪影響を及ぼすこととなるため、早期に除却することが必要です。このため、市が助言又は指導し、かつ近隣に著しい悪影響を及ぼしている空き家等を所有者等が除却する場合に、その費用を一部助成する制度の活用を図ります。

歴史的景観形成地区における空き家等に対しては、町並みや景観等の良好な住環境の保全を図る観点から、除却することに支障がないか十分考慮して対応することとします。

空き家等を除却した場合の跡地については、そのまま放置されると周辺の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれもあることから、跡地が有効に活用されるよう、利活用の方策について検討します。

さらに、老朽化し危険な状態にある空き家等の除却を促すため、人の居住の用に供することができない空き家等に対し、課税の適正化の観点からその敷地に係る固定資産税等の住宅用地特例を解除するとともに、当該空き家等を除却したときは、固定資産税等の住宅用地特例に相当する金額を一定期間減免する制度等の検討を行います。

3 自立のまちづくり事業（空き家対策活動編）

老朽化し、周辺住民に危険を及ぼすおそれのある空き家（所有者等による適正な管理が困難なものに限る。）に対し、自治会が行う危険を防止する応急処置に係る費用の助成を行い、地域住民の生活環境の改善を図ります。

第6章 空き家等の実態把握等

市民等から個別の空き家等に関する情報提供等があった場合には、速やかに当該空き家等に係る登記・税務・住基・戸籍・水道開閉栓等の情報を調査し、所有者等の特定を行うとともに、現地に赴き、当該空き家等の現状並びに周辺に及ぼしている悪影響の内容及びその程度について外観調査を実施します。また、当該空き家等に立ち入って調査する必要があるときは、立入調査を行います。

上記調査の結果等については、平成27年度に実施した実態調査結果データベースを随時更新し、継続して一元管理していくこととします。

特に、適正な管理がなされていない空き家等に関する情報については、自治会や地域住民から情報提供の協力が得られるよう連携していきます。

また、再度の全市的な実態調査や所有者の意向調査については、今後、必要がある場合に実施を検討します。

第7章 空き家等対策の実施体制

第1節 住民等からの相談への対応

空き家等に対する相談は、所有者、近隣住民、地域コミュニティなど、異なる立場の人から、様々な状態の空き家等に対して寄せられます。このような相談に対し迅速かつ的確に対応していくため、相談窓口を一元化することとし、ふるさと創生部まち未来創造課を本市の総合相談窓口とします。

また、空き家等に関する相談体制を強化していくため、庁内関連部局間の連携を強化するとともに、専門家団体等との連携による定期的な空き家相談会の実施を検討するなど、相談体制の強化に向けた取組を進めていきます。

【相談窓口】

相談窓口	窓口名称	連絡先・受付時間等
たつの市の総合相談窓口	ふるさと創生部まち未来創造課	0791-64-3167 (平日：8:30～17:15)
弁護士、司法書士等の専門家団体による総合相談窓口	ひょうご空き家対策フォーラム	078-325-1021 (平日：9:00～12:00、13:00～17:00)
兵庫県弁護士会による法律相談窓口	空き家対策支援センター	078-341-5110 (平日：10:00～17:00)
耐震化・リフォーム、バリアフリー等の総合相談窓口	ひょうご住まいサポートセンター	078-360-2536 (平日：9:00～12:00、13:00～17:00)

第2節 空き家等対策の実施体制

空き家等がもたらす問題は多岐にわたり、対応のあり方も状況により異なることから、庁内の関連部局や外部の関係機関が密接に連携して対応するための体制を構築するとともに、地域コミュニティや事業者、専門家で構成する各種団体等とも連携の強化を図ります。

1 たつの市空き家等対策調整会議

全庁的な視点で空き家等対策に取り組むため、庁内関連部局で構成する空き家等対策調整会議を設置し、横断的に情報を共有するとともに、講ずべき措置・施策等について協議を行います。

【たつの市空き家等対策調整会議の構成員】

担当部署	担当分野	担当部署	担当分野
まち未来創造課	事務局、相談窓口(適正管理、空き家バンク、利活用、改修、除却等)	総務課	自治会、法制
危機管理課	防災、防犯	市税課	固定資産税・都市計画税、住宅用地特例解除
環境課	生活環境、衛生	地域福祉課	福祉、民生委員児童委員
建設課	道路等管理	都市計画課	住宅、建築

2 たつの市空き家等対策検討委員会

空き家等に関する問題の解決のためには、客観的かつ専門的な視点が必要であることから、弁護士、不動産業者、建築士等の学識経験者や市民団体の代表者などで構成するたつの市空き家等対策検討委員会を組織し、常に連携を取りながら空き家等対策を進めていきます。

【たつの市空き家等対策検討委員会の構成員】

委員構成	推薦団体
学識経験を有する者	兵庫県弁護士会
	兵庫県司法書士会
	一般財団法人兵庫県宅地建物取引業協会
	一般財団法人兵庫県建築士事務所協会
住民を代表する者	たつの市連合自治会
	たつの市民生委員児童委員連合会
議会の議員	たつの市議会
関係行政機関の職員	西はりま消防組合たつの消防署

3 既存法による対応について

また、空き家等に対しては、空家法に限らず、関係する諸法令により対応できる場合があります、状況によっては措置の対象物ごとに異なる諸制度を組み合わせて適用することも考えられます。各法令により、講じることができる措置の対象及び内容、実施主体等が異なることから、当該空き家等の物的状態、悪影響の程度、危険等の切迫性等について、庁内関連部局との協議を踏まえ、適用手段を選択していきます。

【空き家等対策に関する主な法令（抜粋）】

法律	範囲	主な概要
建築基準法 (第10条)	勸告 命令 代執行	そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれがある建築物の除去、移転、改築、増築、修繕、模様替え、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勸告、命令、行政代執行することができる。
道路法 (第44条)	命令	沿道区域内にある工作物等の管理者は、その工作物等が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない、措置を講じないときは、道路管理者は必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第19条の7)	命令 代執行	一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、市町村長はその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。命令に従わない場合は、代執行することができる。
消防法 (第3条)	命令 代執行	消防長、消防署長、その他の消防吏員は、屋外において火災の予防上危険な場合等について、空き家の周辺に放置された燃焼のおそれのある物件などの除却等を命ずることができる。 消防長又は消防署長は措置を履行しないとき等は、代執行することができる。
災害対策基本法 (第64条)	一時使用 収用 除却	市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。 また、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。
民法 (第697条)		義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務を管理しなければならない。 ※成立要件：適正管理を行わないことによる近隣住民や歩行者への損害を与える可能性が高い場合等

第8章 計画の進捗管理及び見直し方針

空き家等は、人口減少や少子高齢化の進展、住宅の供給状況などの要因により発生し、今後増加していくものと考えられます。このため、空き家等の対策については、継続的な取組が必要であり、短期的・中長期的な視点から取り組んでいくことが必要となります。

このため、基本方針で掲げた3つの取組方針である「空き家等の発生抑制・適正管理」、「空き家等の利活用の促進」、「管理不全状態の空き家等・特定空家等の改善・解消」を柱として、各種施策を着実に実施するとともに、より効果的な手法を取り入れ、本計画の円滑な推進を図ります。

また、本計画に基づく各種施策を着実に進めていくためには、計画の進行管理と事業評価は重要となります。このため、PDCAサイクルに基づく「計画の作成（Plan）」、「計画の実行（Do）」、「実施成果の検証（Check）」、「計画の見直し（Action）」の手法により、毎年度、空き家等対策の進捗状況の管理、施策の効果や課題等について検証します。

検証に当たっては、たつの市空き家等対策検討委員会に対する協議・報告により行うものとし、専門的な視点からの意見等を踏まえ、必要に応じて計画・施策の見直しを行います。

《参考資料編》

【資料 1】 管理不全状態の空き家等・特定空家等の認定基準

管理不全状態の空き家等又は特定空家等の認定に際しては、次のとおり、「空き家等の老朽度・危険度に係る基準」と「衛生、景観、その他生活環境の保全に係る基準」の2つの認定基準によりそれぞれ判定し、いずれかの状態に該当する場合に管理不全状態の空き家等又は特定空家等に認定します。

1 空き家等の老朽度・危険度に係る基準

次に示すとおり、(1) 空き家等の老朽度判定、(2) 周辺への影響度の2つの判定を用いることとします。まず、空き家等の状態について老朽度に係る判定基準により判定します。次に、周辺への影響度を判定し、該当する場合は、管理不全状態の空き家等又は特定空家等に認定します。

(1) 空き家等の老朽度判定

評定 区分	評定 項目	評定内容	評点	結果	最高 評点
構造一般 の程度	基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
構造の腐 朽又は破 損の程度	基礎、土台、 柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15		
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
	屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりがあるもの	15		
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25		
		ウ 屋根が陥没又は著しく変形したもの	50		
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10		10
看板、給湯設備等、屋 外階段、バルコニー		ア 支持部分に腐食、破損等があるもの	25		100
	イ 支持部分に腐食、破損等があり、傾斜しているもの	50			
	ウ 支持部分に腐食、破損等があり、脱落のおそれがあるもの	100			
門又は塀		ア 門又は塀の一部が腐朽、破損等しているもの	25		100
	イ 門又は塀が腐朽、破損等しており、傾斜のおそれがあるもの	50			
	ウ 門又は塀が腐朽、脱落等しており、転倒・崩落のおそれがあるもの	100			
擁壁		ア ひび割れ、水のしみ出し、破損等しているもの	25		100
	イ ひび割れ、水のしみ出し、破損等により、傾斜のおそれがあるもの	50			
	ウ ひび割れ、水のしみ出し、破損等により、転倒・崩落のおそれがあるもの、	100			
※一の評定項目につき該当評点内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評点に対応する各評点のうち、最も高い評点とする。				合計	455 点

		老朽度の判定	
老朽度の判定結果	評価合計点	25点以上100点未満	老朽度(中)
		100 点以上	老朽度(高)

(2) 周辺への影響度の判定

老朽度判定を行った空き家等について、さらに周辺への影響度について、周辺の建築物、地域住民、通行人等に対する悪影響の程度及び危険等の切迫性の観点から判定します。

判定に際しては、次のとおり当該空き家等と隣地や近接する道路との距離により判断することとし、当該空き家等と隣地や道路との距離が近ければ切迫性も高くなるものとして判断します。

				距離(大)	距離(中)	距離(小)
敷地境界からの距離	(1)	隣地境界と建築物(※)との距離 (最短距離L= m)	2階建以内	L>概ね5m	概ね3m≤L≤概ね5m	L<概ね 3m
			3階建以上	L>概ね 10m	概ね 6m≤L≤概ね 10m	L<概ね 6m
	(2)	道路と建築物(※)との距離 (最短距離L= m)	2階建以内	L>概ね 5m	概ね 3m≤L≤概ね 5m	L<概ね 3m
			3階建以上	L>概ね 10m	概ね 6m≤L≤概ね 10m	L<概ね 6m
空き家等が倒壊した際、隣地や道路に被害が及ぶおそれがあるかどうか判断する。 可能な限り実地計測を行うものとするが、困難な場合は目視による。						

※適宜、塀などとの関係性も確認する。

		道路との距離(大)	道路との距離(中)	道路との距離(小)
影響度の判定結果	隣地との距離(大)	影響度(低)	影響度(中)	影響度(高)
	隣地との距離(中)	影響度(中)	影響度(中)	影響度(高)
	隣地との距離(小)	影響度(高)	影響度(高)	影響度(高)

※ただし、当該空き家等の立地環境等の地域の特性、個別要因により、影響度を変更できるものとする。

(3) 判定区分表

管理不全状態の空き家等又は特定空家等について、空き家等の老朽度判定、周辺への影響度の判定の結果を基に、次のとおり認定を行います。

				認定結果
管理不全状態の空き家等・特定空家等の判定結果	判定区分	老朽度(高)	影響度(高)	特定空家等
			影響度(中)	管理不全
			影響度(低)	管理不全
		老朽度(中)	影響度(高)	管理不全
			影響度(中)	管理不全
			影響度(低)	管理不全

※周辺住民の生命・身体・財産などへの悪影響が著しく切迫している場合に限り、特定空家等に認定します。

2 衛生、景観、その他生活環境の保全に係る基準

次に示すとおり、(1) 衛生、景観、その他生活環境の保全に係る基準により判定します。

判定については、次のアからウまでの各表に掲げる状態ごとに判定することとし、項目ごとに基礎点を設け、周辺への影響度及び危険等の切迫性を加味して判定します。

影響度・切迫性については、低い場合は「基礎点×1」、高い場合は「基礎点×2」として判定し、判定基準は、それぞれ当該状態にあるか否かを判断した上で、次の例を参考に評価するものとします。

《周辺の建築物や通行人に対し悪影響の程度が高いと思われる場合の例》 ・前面道路の通行量が多い ・前面道路が通学路や避難路に指定されている ・周辺建築物との距離が近接している ・狭小な敷地で住宅密集地に位置している ・景観保全に係るルールが定められている地区に位置している ・生じている悪影響が当該空き家等の周辺の敷地・家屋に及ぶ ・その他、周辺住民に悪影響をもたらす危険性がある
《切迫性が高いと思われる場合の例》 ・台風などの気象状況の影響を受ける可能性がある ・動物、害虫等が増殖している ・悪臭が増している ・立木全体が隣接建築物等に倒れかかっている

※影響度や切迫性が高いと判断する場合については、今後事例を積み重ね、例示内容を追加するものとします。

なお、上記に列挙したものは、あくまで例示であることから、個別の事案がこれによらない場合は、周辺の生活環境への悪影響の程度や周辺住民等への危険度が高いか否か総合的に判断します。

また、次のア～ウに区分けしている空き家等のそれぞれの状態について、複数の状態が見受けられる場合において、一つの項目では 100 点を上回らないが合計すると上回るときは、影響度、切迫性を総合的に判断した上で管理不全状態の空き家等か特定空家等かを判定するものとします。

(1) 衛生、景観、その他生活環境の保全に係る判定

ア そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれがある状態

原因	判断内容	基礎点 (A)	影響度 (B)		切迫性 (C)		評点 (A*B*C)
			低	高	低	高	
建築物又は設備等の破損等が原因	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い	50					
	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生	25					
	排水等の流出による臭気の発生	25					
ごみ等の放置、不法投棄が原因	放置、不法投棄による臭気の発生	25					
	放置、不法投棄により多数のねずみ、はえ、蚊等が発生	25					
合計評点							

			判定の結果
管理不全状態の空き家等・特定空家等の判定結果	評定合計点	25点以上100点未満	管理不全
		100 点以上	特定空家等

イ 景観を損なっている状態

原因	判断内容	基礎点 (A)	影響度 (B)		切迫性 (C)		評点 (A*B*C)
			低	高	低	高	
周囲の景観と著しく不調和な状態	ごみ等が散乱、山積したまま放置	25					
	立木等が建築物の全体を覆う程度まで繁茂	25					
合計評点							

			判定の結果
管理不全状態の空き家等・特定空家等の判定結果	評定合計点	25点以上100点未満	管理不全
		100 点以上	特定空家等

ウ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である場合

原因	判断内容	基礎点 (A)	影響度 (B)		切迫性 (C)		評点 (A*B*C)
			低	高	低	高	
立木等が原因	立木の繁茂、腐朽、枝折れ等	25					
	雑草の繁茂	25					
空き家等に住みついた動物等が原因	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生	25					
	動物のふん尿その他の汚物の放置による臭気の発生	25					
	動物の毛や羽毛が大量に飛散	25					
	ねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生	25					
	住みついた動物が周辺の土地や家屋に侵入	25					
	シロアリが大量に発生し近隣の家屋に飛来	25					
建築物等の不適切な管理等が原因	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる	25					
合計評点							

			判定の結果
管理不全状態の空き家等・ 特定空家等の判定結果	評定合計点	25点以上100点未満	管理不全
		100 点以上	特定空家等

【資料２】 計画策定の経緯

年月日	項目	協議内容
平成29年 7月3日	第1回たつの市 空き家等対策調 整会議	・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要等について ・ 空き家等対策の検討に係る体制について ・ たつの市の空き家等の現状について ・ 空き家等対策計画に定める事項及び策定方針について ・ 空き家等対策に係る施策の現状及び新たに検討する施策について
平成29年 7月28日	第1回たつの市 空き家等対策検 討委員会	・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要等について ・ 空き家等対策の検討に係る体制について ・ たつの市の空き家等の現状について ・ 空き家等対策計画に定める事項及び策定方針について ・ 空き家等対策に係る施策の現状及び新たに検討する施策について
平成29年 9月20日	第2回たつの市 空き家等対策調 整会議	・ たつの市空き家等対策計画（素案）について ・ 管理不全状態の空き家等・特定空家等の認定基準（案）について
平成29年 11月1日	第2回たつの市 空き家等対策検 討委員会	・ たつの市空き家等対策計画（素案）について ・ 管理不全状態の空き家等・特定空家等の認定基準（案）について
平成29年 12月1日～ 15日	パブリックコメ ント手続	・ たつの市空き家等対策計画（素案）に対する市民意見の募集

【資料３】 たつの市空き家等対策検討委員会委員名簿

職 名	構 成	推薦団体	氏 名
会 長	住民を代表する者	たつの市連合自治会	徳永 耕造
副会長	学識経験を有する者	兵庫県弁護士会	菅尾 英文
委員	学識経験を有する者	兵庫県司法書士会	小畑 亨一
委員	学識経験を有する者	一般財団法人兵庫県宅地建物取引業協会	黒川 友輝
委員	学識経験を有する者	一般財団法人兵庫県建築士事務所協会	中塚 哲
委員	市議会の議員	たつの市議会	永富 靖
委員	住民を代表する者	たつの市民生委員児童委員連合会	船引 真永
委員	関係行政機関の職員	西はりま消防組合たつの消防署	合田 昌司

【資料４】 たつの市空き家等対策検討委員会設置要綱

たつの市空き家等対策検討委員会設置要綱

(設置)

第１条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第６条第１項に規定する空き家等対策計画の策定及びこれに基づく空き家等に対する施策の実施について協議するため、空き家等対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (１) 空き家等対策計画及び特定空家等の認定基準の策定並びに変更に関すること。
- (２) 空き家等対策に係る施策及び事業の実施に関すること。
- (３) その他空き家等の対策の実施に関し必要と認める事項

(組織)

第３条 委員会は、委員１２人以内をもって組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (１) 学識経験者
- (２) たつの市議会が推薦する者
- (３) 住民を代表する者
- (４) 関係行政機関の職員

(任期)

第４条 委員の任期は、委嘱の日から２年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第５条 委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

２ 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２ 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないものとする。

３ 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４ 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第７条 委員会の庶務は、空き家等対策担当課において処理する。

(補則)

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

(会議招集の特例)

２ この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第６条の規定にかかわらず、市長が招集する。

【資料５】 空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）

（目的）

第１条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第１０条第２項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

２ この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第３条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第４条 市町村は、第６条第１項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第５条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

２ 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （１） 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- （２） 次条第１項に規定する空家等対策計画に関する事項
- （３） その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

３ 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

４ 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第６条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

２ 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （１） 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する

る対策に関する基本的な方針

(2) 計画期間

(3) 空家等の調査に関する事項

(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

(6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

る。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。